

# 国際的統計整備と 日本の統計制度

- 1 国際的統計整備
- 2 日本の統計制度
- 3 公的統計基本計画

---

第1講  
萩野覚・西村清彦

# 国連統計委員会

## (概要)

- ・戦前に国際連盟において設置された経済統計に関する専門委員会を継承する形で、経済社会理事会内に設置。
- ・地域別に選出された24の国の委員によって構成され、毎年会合開催。
- ・国際的な統計整備とその調整について審議し、国連統計部や他の国際機関の統計部局の活動を方向付ける。
- ・国民経済計算体系（System of National Accounts、以下 SNA）の作成のほか、国際標準産業分類等、統計の国際標準分類の策定を行っている。

## (所管事項)

- ① 各国における統計の整備とその比較可能性の改善を促進
- ② 国連専門機関における統計活動の調整を図る
- ③ 国連事務局における中心的な統計サービスを整備
- ④ 国連の諸組織との間で統計情報の収集、解釈、および普及に関する一般的な問題について助言を与える
- ⑤ 統計および統計作成方法の改善を全般的に促進

## 統計に関する国際機関

- 国際労働機関（International Labor Organization、ILO）：  
    労働統計、物価統計
- 国際通貨基金（International Monetary Fund、IMF）：  
    金融統計、国際収支関連統計、政府財政統計、国民経済計算、  
    物価統計
- 世界税関機関（World Customs Organization、WCO）  
    世界貿易機関（World Trade Organization、WTO）：  
    貿易関連統計
- 経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development、OECD）：  
    国民経済計算、先進国でしか作成できないような分類等が拡張された  
    経済・社会統計
- 欧州委員会統計局（Statistics Office of European Commission、  
EUROSTAT）：  
    国民経済計算（European System of National Accounts、ESNA）  
    消費者物価指数（Harmonized Consumer Price Index、HCPI）  
    その他欧州における統計の調和  
→統計の国際基準の原型になることが多いほか、上記の国際機関の  
    活動を刺激する等、国際的統計整備において鍵となる役割

# 国際標準分類

## ① 産業分類

標準産業分類は、全ての経済活動を産業別に分類するものである。国際標準産業分類は、国際連盟により「経済活動分野の国際最小分類」が定められた後、1948年に、国連統計委員会によって定められた。その後、改定が重ねられ、2007年に策定された第4次改定版が最新のもの。→日本は2023年に14次改定

## ② 生産物分類

生産物とは、経済活動における生産の成果として产出される財及びサービスを指す。中央生産物分類（Central Product Classification、CPC）の歴史は然程長くなく、1997年、国連により策定され、2008年に改定されている。→日本は2019年技術的基準

## ③ 職業分類

職業分類は、統計を職業別に表示するために、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分。国際標準職業分類は、国際統計協会や国際労働統計家会議で検討された後、1958年にILOにより策定された。その後、改定が重ねられ、2008年に策定された第4次改定版が最新のもの。→日本は第5次改定を検討予定

## ④ 疾病、障害及び死亡の統計分類

世界保健機関（WHO）が、異なる国や地域から、世界保健機関憲章に基づき、疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems、以下ICD）を作成。死因分類は、1900年

## 日本標準産業分類の改定

- これまで、生産物の類似性に基づく需要側の視点が重視されていた。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）  
(2) 財の生産又はサービスの提供の方法（設備、技術等）  
(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類
- 今回 14 回目の改定では、生産物分類によって需要側の分類が整備されることとなったことも踏まえ、生産活動におけるインプット及び生産プロセスを先に、最後に需要側の視点を置く。
  - (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
  - (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
  - (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
- 今回の改定では、新たな基準に基づいた抜本的な分類の見直しは行われていないが、今後、新たな基準に沿って、国際比較性の向上が図られていくことになる。また、今回の改定を議論する中で、デジタル産業の分類体系を整備すること等が、今度の課題と位置付けられている。

## 国際的統計整備への対応（海外主要国）

- EurostatによるEUでの統計の調和が進む中、EUへの参加を展望する国は、Eurostatのイニシアチブに対応した統計整備を行っている
- 英国も、最近EUを離脱したが、統計の調和については、引き続きEurostatとの協力関係を継続。
- カナダやオーストラリアは、国際的な統計整備に貢献するべく積極的な対応を行っている。この背景には、統計という専門的な分野で国際的な貢献をアピールすることのほか、国際的な統計整備の課題を、国内的な統計整備の課題にすることを通じて、自国の統計を改善して行こうとする姿勢があると考えられる。
- 米国は、かつては、国際基準と異なった自國の方法に執着する姿勢もみられたが、最近では、国際的な統計整備に積極的に関与し、議論をリードしている。

## 国際的統計整備への対応（日本）

- ・ 日本は、国際的な統計整備について、従来は受動的な対応。国際基準の策定をリードするような取り組みは、散見されるに止まった。
- ・ 各府省の統計作成担当者は、従来は統計の枠組みを国際的に議論するプロセスに入っておらず、このため、日本で収集できるデータの特性を踏まえた統計整備の枠組み作りについて、自國に有利になるような意見表明ができていなかった。その結果、統計整備の枠組みができた後、国際機関から決められたものを探すよう要請されるが出せないことがおきた。
- ・ 本来であればその前の段階で、国際機関や海外の統計機関とネットワークを作り、議論に参加するようなプロセスが必要。
- ・ 関係府省が国際的な統計整備に関する議論から距離を置いてしまった結果、国際基準を日本の統計と相性の良いものにできず、日本の統計を国際基準に合わせようとすると多大なコストを要する、従って、国際機関へのデータ送付を渋る、といった形で悪循環に陥っていた。
- ・ 国際的統計整備のフレームワークの検討メンバーに加わって積極的に議論に参画し、日本の実情を主張することで、作成しやすい基準の策定につなげることが望ましい。ただ最近では積極的な関与の動

## 金融危機後のデータギャップ・イニシアチブ

- 2007～2008年の世界金融危機の後、国際的統計整備は加速し、概念の国際的調和に止らず、統一フォーマットでの統計の作成に至る。
- 金融安定理事会（Financial Stability Board、以下 FSB）と IMF が主導するデータギャップ・イニシアチブ（Data Gap Initiative、以下 DGI）は、2009年に始まり、第1段階（DGI1）が2015年に、第2段階（DGI2）が2021年に終了した。こうした取り組みの結果、世界金融危機で顕在化したデータの不足問題に解決の道筋をつけ、政策立案者が世界の金融経済システムの傾向とリスクを理解するための包括的で標準化されたタイムリーなデータセットが利用可能になった。
- 経済金融統計に関する機関間グループ（Inter Agency Group、以下 IAG）は、DGI 勧告の実施を調整・監視するグローバルなファシリテーターの役割を果たしている。IAG は、世界的な危機と、その余波の中で国際機関がより緊密に協力する必要性に対応して、2008年後半に設立された。IAG のメンバーは、国際決済銀行（BIS）、欧洲中央銀行（ECB）、ユーロスタット、IMF、世界銀行、OECD

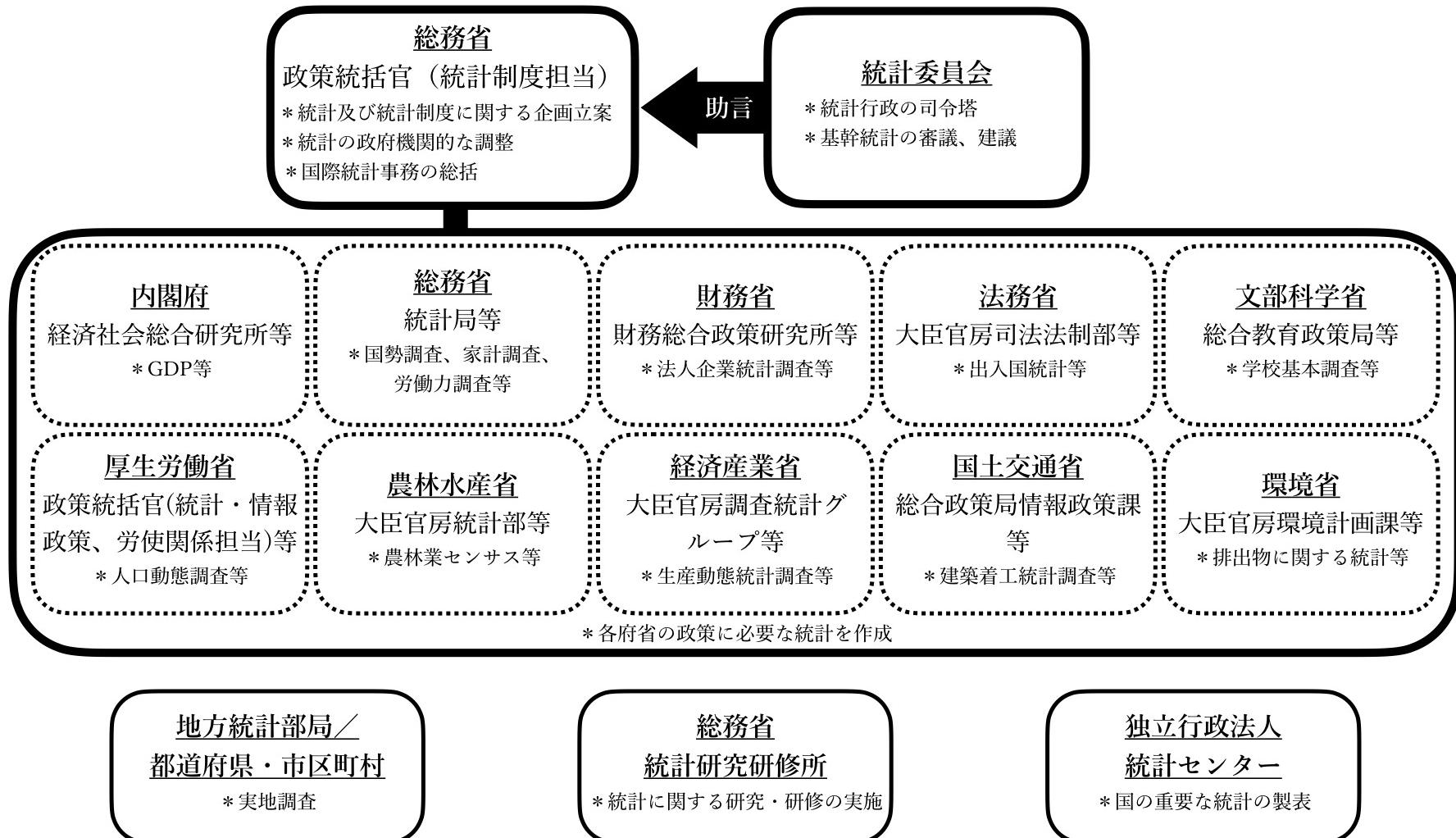
## DGI 第1・第2フェーズの成果

- 金融健全性指標（Financial Soundness Indicators、FSIs）：参加国の金融システムの強みと脆弱性、カウンターパートである企業と家計のデータ。
- グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks、G-SIBs）のリンクエージ。
- ノンバンクによる金融仲介とリスク。
- 定期的な金融派生商品報告：BISによる3年ごとの外為サーベイ、半年ごとの店頭金融派生商品サーベイ。
- 債券市場における四半期ごとの動向：債券の発行、保有状況、セクター別、通貨別、満期日別、金利別の統計データ。
- 四半期および年次の部門別勘定、家計の不平等の把握。
- 國際投資ポジション（四半期ごと）
- 銀行エクスポートを経由した国境を越えた連関、非金融法人部門の国境を越えたエクスポート、外貨のミスマッチ（四半期ごと）。
- IMF国際証券投資サーベイ（半年ごと）
- IMF国際直接投資サーベイ（毎年）。
- 一般政府の財政状況。
- 住宅用不動産価格指数および商業用不動産価格指数。

- (A) 気候変動指標、(B) 金融革新指標、(C) 家計分布指標  
(D) ミクロデータの交換とアクセス、を柱とし、14の勧告（うち半分は気候変動関連）から構成

- ① 温暖化ガス排出・カーボンフットプリント
- ② エネルギー勘定
- ③ 多国籍企業のカーボンフットプリント
- ④ 気候金融
- ⑤ 将来を考慮した物理的・移行リスク指標
- ⑥ 気候に影響を与える政府補助金
- ⑦ 気候変動の緩和や適応に係る支出
- ⑧ 家計所得・消費・貯蓄の分布
- ⑨ 家計の富の分布
- ⑩ フィンテックによる貸出
- ⑪ デジタル通貨
- ⑫ フィンテックが可能にする金融包摂
- ⑬ データ交換
- ⑭ バイオマス

# 分散型統計制度



# 分散型統計機構の起源 終戦後

- ・ 戦時期において内閣統計局長であった川島孝彦は、内閣に中央統計局を置き、各官庁の統計調査部署に対し指示を行う体制を提案した。そうした川島の統計制度改革案は、東京大学教授の大内兵衛を委員長とする統計制度改善に関する委員会において議論。
- ・ 内務省、大蔵省、厚生省、農林省、商工省、運輸省鉄道総局から、政策のための統計収集でなく、単に統計のための統計収集に墮す恐れがある等の反対意見が示され、分散型統計制度が維持。
- ・ 吉田茂首相は、大内兵衛を長とする統計委員会を設置して改革を進めた。具体的には、統計委員会の下、政府統計の基本法として統計法が制定され、指定統計の制度が定められた。その後、統計委員会を、行政機関と諮問的機能とに分離するライス使節団の提案もあったが、行政機構改革における行政委員会制度全般の廃止という流れの中で、統計委員会は、行政機関としての行政管理庁・統計基準部に引き継がれた。
- ・ 2001年には、中央省庁等改革により、大規模な中央省庁組織<sup>2</sup>

# 2007年統計法改正

- 1990年代から経済停滞が続く中、2001年に、政府の経済財政諮問会議において、ニーズのある統計の整備が不十分であり、既存の統計にも問題があるとの認識が示された。
- 2004年、「骨太の方針2004」を踏まえ、吉川洋東大大学院教授を委員長として、経済社会統計整備推進委員会（以下、第1次委員会）が設置され、「政府統計の構造改革について」として報告された。
- 2005年に、「経済社会統計整備についての考え方」が第1次委員会に提出され、分散型システムの弊害を克服するための方策が議論されている。この考え方では、戦後に確立した統計体系と仕組みが50年余経過し、現実と適合しないところができており、国際的な流れからも取り残されており、構造改革の一環としての制度設計・体系整備を検討すべき時期にあるとの現状認識を示している。そして分散型統計機構の下でも調整に際して裁断を下せるような権限を付与された機能・組織と、対応した法令の改正の必要性を指摘している。

# 統計制度の類型

- ・ 統計調査活動が特定の機関に集中して行われる「**集中型**」と、複数の行政機関においてそれぞれの行政分野について独立して行われる「**分散型**」、そしてその中間に位置する「**中間型**」に大別できる。
- ・ 分散型統計機構は、集中型統計機構と比較すると、行政ニーズに的確、迅速に対応することが可能であり、所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる、といったメリットがある。
- ・ 他方、集中型は、統計を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させることにより、統計の整合的な体系が図りやすいこと、統計の専門性をより発揮しやすいことといったメリットがある。
- ・ 分散型や中間型では、統計整備について、それぞれの行政機関の間の調整、中央統計機構がある場合はそれ以外の行政機関との調整が必要になるが、**総合調整をどの機関に属させるか**について、
  - ① 独立した機関が監督する下で中央統計機構が行う国、
  - ② 中央統計機構外に置かれた首席統計官が行う国、
  - ③ 中央統計機構に設けられた特別の委員会が行う国がある。

・ 全面的、部分的な差はあるものの分散型の形を取りつつ、重要な

# 海外の統計制度

	分散型	中間型	集中型
仕組み	それぞれの行政機関に統計作成の機能を分散させる。	中央統計機構が主要な統計を作成しつつ、その他の行政機関による統計作成を残す。	統計作成を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させる。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政ニーズに的確・迅速に対応できる。</li> <li>・所管行政に関する知識と経験を、統計調査の企画や実施に活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計に関する専門性を発揮しやすい。</li> <li>・体系的統計整備ができる。</li> <li>・中央統計機構が専門性を有しない分野の知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計の専門性を発揮しやすい。</li> <li>・体系的な統計整備を実現しやすい。</li> </ul>
調整法	<span style="color: green;">米国 (②)</span> 、 <span style="color: orange;">日本 (③)</span>	<span style="color: red;">英國 (①)</span> 、 <span style="color: brown;">フランス (③)</span>	ドイツ、カナダ、オーストラリア

# 西村・舟岡私案

⇒ 英仏的な中間型システムを志向

- ① 統計審議会と統計局を総務省から分離し、中央統計委員会（National Statistical Commission）とその事務局として内閣府に置き、経済財政諮問会議に直属とする。その長として首席統計官 Chief Statistician を置き、その独立性を確保する。現在の統計局長は中央統計委員会の事務局長として Chief Statistician の下での業務統括を行う。
- ② 内閣府経済社会総合研究所から国民経済計算部を分離し、上記中央統計委員会に統合する。
- ③ 独立行政法人統計センターは、総務省を離れ、中央統計委員会の管轄指揮の下に入る。中央統計委員会は、人事面で自由度の高い独立法人である統計センターを使って、短期に優秀な外部人材を有効に雇用できるようにする。
- ④ 中央統計委員会はもっとも重要な3統計、人口センサス、経済センサス、GDP 統計を中心とする国民経済計算、は自らの責任とする。
- ⑤ 各省庁統計予算を統括し、一括して統計予算の効果的な配分を行う。つまり中央統計委員会は「頭脳＝司令塔」となる。
- ⑥ その他は、現行の分散型システムを踏襲する。各省庁は自らの負

# 2018年統計法改正

- 2016年頃から政府統計に対する批判が高まり、それに後押しされる形で、統計改革が進み、2018年、改正統計法が可決成立した。
- 統計法の二度目の全面改正で、統計委員会の機能が「法施行型審議会」から**「基本政策型審議会」**へと変わり、**建議**、**勧告**機能が付与された。これは、統計の変更や基本計画の進捗管理など、法律で定められたことのみを審議する「法施行型審議会」に対して、「基本政策型審議会」は、政策立案過程にも関わることとなった。
- 諒問によらず、統計委員会自らの意思で統計の改善を建議する権限が与えられ、**基本計画の実施状況**に關し各府省に勧告を出すことが出来るようになった。しかしながら、分散型統計制度の基本的な枠組みは維持されている。
- この間、2017年には、内閣府の統計委員会が、行政機関である総務省に移管された。この移管については、戦後統計改革の際に、結局統計委員会が行政管理庁・統計基準部に引き継がれたときと同様、行政とは独立して総合調整を行う機能

# 中央統計機構への期待

- ① 統計の改善・刷新のための企画・設計を、各府省の業務から離して統合。経済・社会の現実は絶えず変化していることから、それを適切に把握するには統計は機動的に対応しなければならない。自然災害、エピデミック、戦乱、経済恐慌などの非常事態の発生に際して、その実態と影響とを速やかに把握し、対策の基礎とするためには臨時の統計作成を行う必要がある。それは対応に追われている担当府省では難しいが、能力のある統計専門機関（即ち中央統計機構）ならば行うことができる。
- ② 中央統計機構が人事を統一的に行うによって、統計を一生の仕事として、高い専門性と熱意を持って従事する職員を養成任用することが可能になる。統計業務の専門性を確保するには、中央統計機構に集中させて人事を行うことが効率的。
- ③ 日本の統計の対外関係、特に国際的な対応を強化することができる。今後、日本の府省は、統計の枠組みについて国際的に議論をするプロセスに入る必要があり、そのために、国際機関や海外の統計機関とネットワーク作りができる国際統計<sup>18</sup>

# 統計委員会の概要

## 1 統計委員会

- ◇法律（統計法）に基づき総務省に設置された審議会
- ◇委員は13人以内で構成

## 2 委員

- ◇内閣総理大臣の任命
- ◇任期2年

※委員のほか、特別・専門的事項等の審議のため、臨時委員及び専門委員が置かれる

## 3 開催実績等

- ◇統計委員会は概ね毎月1回開催

※分野ごとの審議のため、部会・分科会が設置されており、部会等は毎年数～10回程度開催

※委員は、統計委員会と所属する部会等に出席

　臨時委員は、専門とする事項の審議に関して、統計委員会と所属する部会・分科会に出席

　専門委員は、専門とする事項の審議に関して、所属する部会・分科会に出席

※会議は、対面+WEB or 対面開催

# 統計委員会の役割

## 4 統計委員会の審議事項・求められる役割

### ◇統計法に基づき2種類の審議事項

#### ① 資問・答申

総務大臣や関係大臣からの**質問事項**について**答申**

#### ② 建議・意見具申

統計及び統計制度の発達改善に関する**基本的事項**や**統計法の施行状況**について、総務大臣や関係大臣に**建議・意見**

### ◇求められる役割

- 統計の整備に関して、利害に關係する**利用者**、**回答者**及び**作成者**といった**多様な立場**の意見を**反映する機関**
- 総務大臣や関係大臣が、所管統計に関して最終的な責任を負う。  
このため、答申・建議等に対する拘束義務はないものの、統計の有識者として、**総務大臣や関係大臣にアドバイスし助け**、統計を整備していくもの

# 審議事項① 公的統計基本計画の策定とフォローアップ

政府は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（5か年計画）を閣議決定し、  
公的統計の整備を総合的かつ計画的に推進【法第4条第1、4項】

- 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、公的統計基本計画の案を作成【法第4条第4項】・・・今期（～R7.10）は審議予定なし
- 公的統計基本計画の実施状況について、統計委員会がフォローアップを実施（意見や勧告をできること）【法第55条第3項、第4条第7項・8項】  
・・・毎年度7～9月ごろに審議（企画部会に付託）
- 品質の高い統計作成のため、作成プロセスの水準の向上に関する事項を審議  
・・・各府省のプロセス診断等に応じて必要な助言等（統計作成プロセス部会）

（参考）現行の第Ⅳ期基本計画（R5～R9年度）の主な事項

## ◎ 総合的な品質の高い公的統計の適時かつ確実な提供

- ・統計の総合的品質管理、専門性の高い人材の確保・育成など統計作成基盤の整備
- ・時代の変化やユーザーのニーズに対応した有用な統計の整備
- ・統計の国際比較可能性向上、国際基準策定プロセスへの関与
- ・ユーザー視点に立った統計データの利活用促進
- ・デジタル技術や多様な情報源の活用による正確かつ効率的な統計の作成

# 審議事項② 基幹統計調査の諮問・答申

■ 総務大臣は、基幹統計調査の承認の申請があった場合には、統計委員会の意見を聴かなければならない 【統計法第9条4項】

## 各府省

### 調査計画の立案

- 調査対象
- 調査方法
- 調査期間
- 調査事項
- 集計事項
- 公表期日

など

令和4年度に諮問された基幹統計調査

- 経済センサス - 基礎調査
- 経済構造実態調査
- 経済産業省企業活動基本調査
- 漁業センサス
- 患者調査
- 医療施設調査
- 法人土地・建物基本調査
- 住宅・土地統計調査
- 建築着工統計調査

承認申請  
(各大臣)

承認  
(総務大臣)

総務大臣  
(政策統括官  
統計審査官室)

調査計画の  
審査

諮問

答申

統計委員会

調査計画  
を審議し答申を  
とりまとめ

総務大臣 殿

統計委員会委員長

諮問第●号の答申  
●●調査の変更について

本委員会は、諮問第●号による●●調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

- 1 本調査計画の変更
  - (1) 承認の適否  
… の変更を承認して差し支えない。
  - (2) 理由等

2 今後の課題

# 基幹統計調査の諮問・答申の審議の流れ（標準的なケース）

↑  
2～3ヶ月  
↓

## 諮問

統計委員会において、総務省から諮問内容（調査実施者も出席）を説明し議論開始。会議の最後に関係部会に付託

## 審議

部会（2～3回程度）において、論点ごとに議論  
・・・・部会に出席する多様な立場の委員等による議論

この間に開催される統計委員会に対して、部会長から部会の審議状況を報告し、適宜、全委員の意見も議論に反映

部会において、議論の結果をとりまとめ答申案を決定

答申では、以下のように議論を整理

- ・調査計画のうち適当である事項
- ・調査計画のうち修正を検討すべき指摘事項
- ・将来的に検討すべき「今後の課題」

そのほかの議論も、統計改善に資するためすべて記録

## 答申

統計委員会において、答申案を決定、総務大臣に対し答申

## 総務大臣の承認

総務大臣は、精度を確保した統計の利用や報告者の負担軽減の観点を踏まえ、次のすべてに適合すると認める場合に承認の義務（統計法第10条）  
(・・・統計委員会の審議の観点でもある)

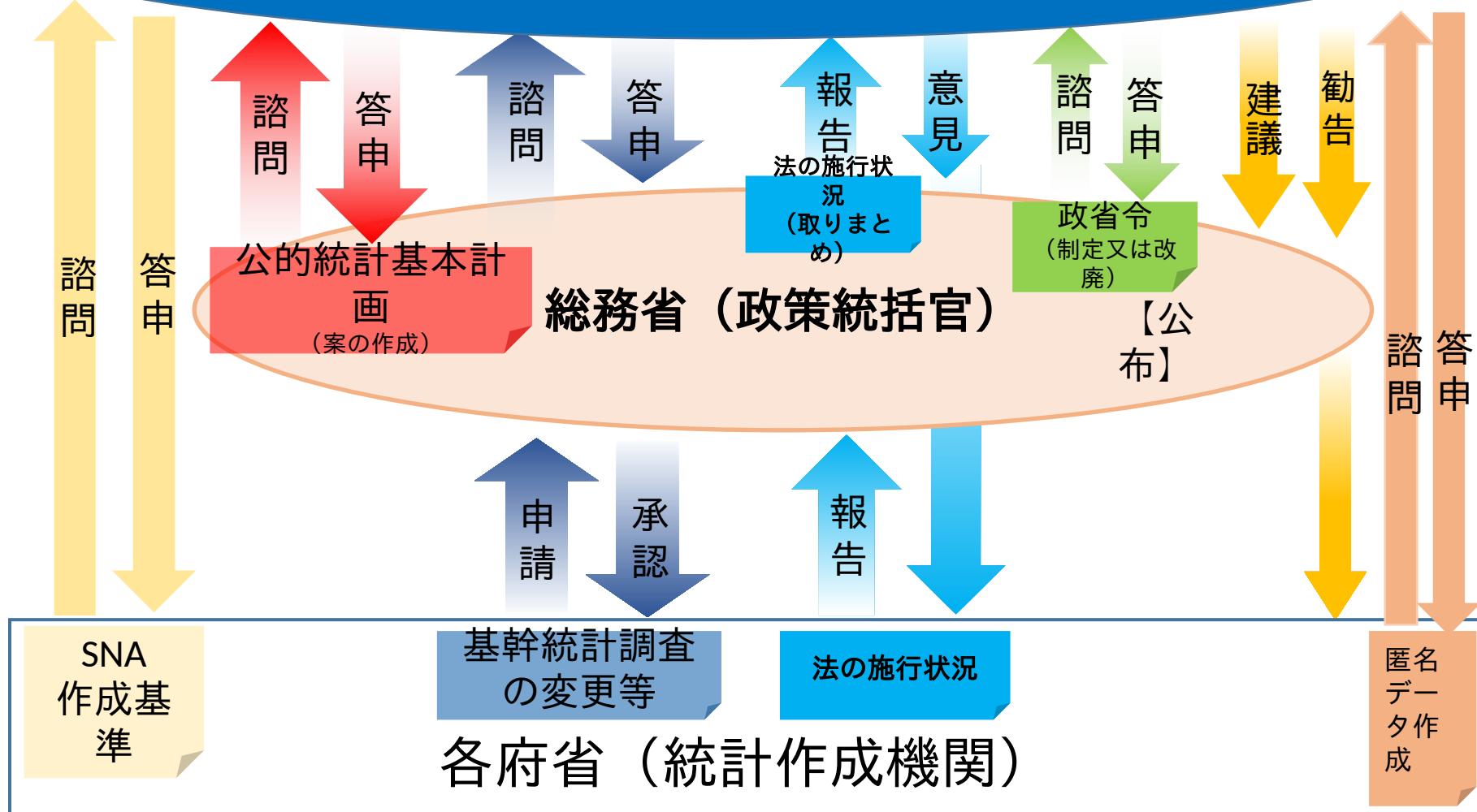
- 一 集計事項等を除く調査計画（調査対象の範囲、調査方法、調査期間、調査事項等）が統計の作成の目的に照らして必要かつ十分
- 二 統計技術的に合理的かつ妥当
- 三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていない

## 審議事項③ そのほか

- 総務大臣が、基幹統計（調査統計だけでなく加工統計も含む）を指定する場合には、統計委員会の意見を聴かなければならない 【法第7条1項】
- 内閣総理大臣が、国民経済計算の作成基準を定めようとする場合には、統計委員会の意見を聴かなければならない 【法第6条2項】
- 基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合には、その調査の担当大臣は、統計委員会の意見を聴かなければならぬこと 【法第35条2項】
- 総務大臣が、統計基準（産業分類、職業分類など）を定めようとする場合には、統計委員会の意見を聴かなければならない 【法第28条2項】
- 総務省所管の関連の政省令を改廃する場合には、統計委員会の意見を聴かなければならぬ 【法第45条の2】 . . . 隨時、調査票情報の利用に関する審議を想定
- 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に関し、総務大臣に意見を述べること 【法第45条】 . . . 毎年5～6月ごろに統計リソースに関する建議を想定

# 統計委員会

(調査審議)



# 統計委員会の構成

- 統計委員会の下、審議するテーマに応じて部会等を設置
- 企画部会は委員の全員が構成員、他の各部会・分科会は委員等で分担

委員会等	審議事項
統計委員会	
企画部会	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項など
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項
統計基準部会	統計基準に関する事項
統計制度部会	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項
統計作成プロセス部会	統計作成プロセスの水準の向上に関する事項
評価分科会	主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べること 分科会の構成員は内閣総理大臣が任命、一定の自律性をもって活動（毎年数回開催）し、とりまとめ結果は関係府省等に周知される

# 統計委員会を支える総務省の体制

## 統計委員会

会議運営

諮詢・報告

### 政策統括官（統計制度担当）

大臣官房審議官

政策統括官付

総務省統計局

内閣府  
経済社会総合  
研究所  
国民経済計算部

など

統計委員会  
担当室

委員会事務局

室長

次長

### 統計企画管理官室

公的統計基本計画の策  
定・推進

統計法施行状況報告

統計企画管理官

### 統計審査官室

基幹統計調査の審査・調整  
統計基準の設定

統計審査官  
(経済統計担当)

統計審査官  
(人口・社会・  
農林水産統計担当)

統計審査官  
(統計基準  
等担当)

### 統計品質管理推進室

統計作成プロセス診断  
の実施  
デジタル化・人材育成  
その他統計改革の推進  
など

参事官

統計委員会担当室は、毎年、委員会の活動を支えるため、委員の指導の下、統計整備に関する調  
査研究や出張によるヒアリング等を独自に実施

# 官庁統計の役割

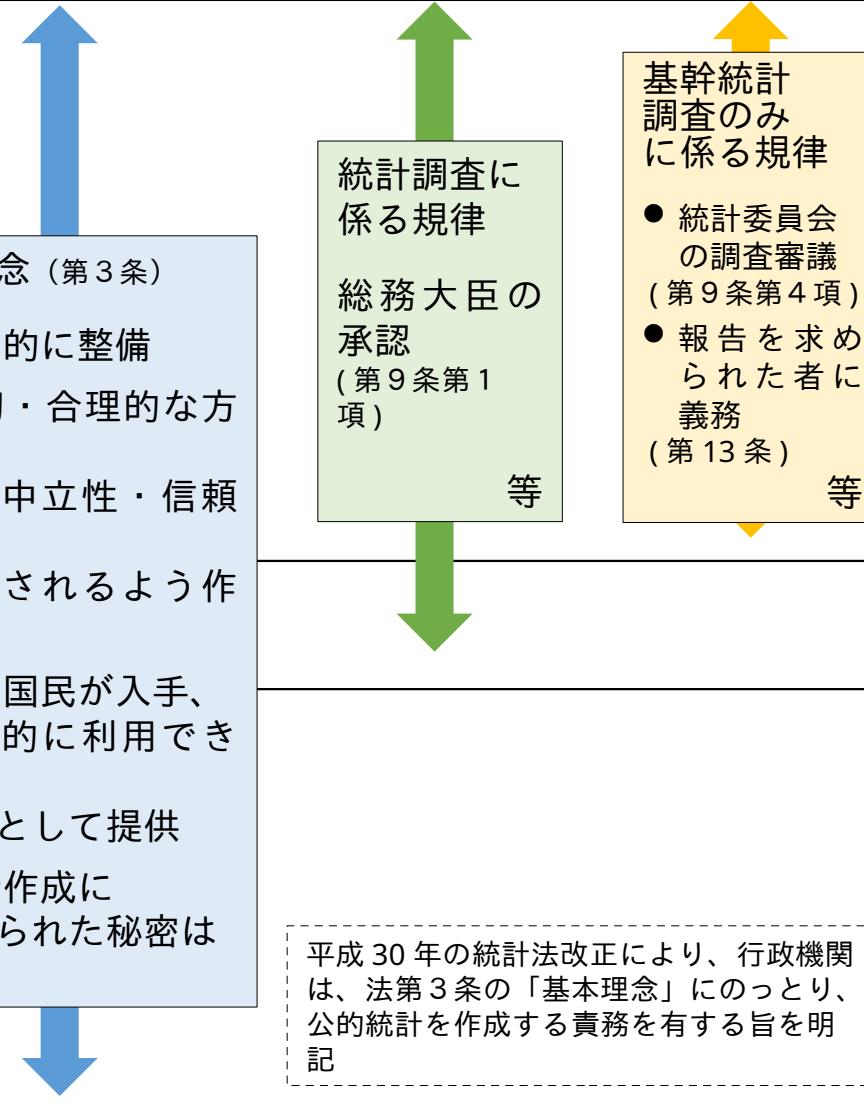
## <利活用目的>

- 個別政策への利用
- G D P 統計等の重要統計の基礎資料
- 母集団情報の提供
- 民間の企業活動や研究での活用

## <作成部局別の統計数（令和5年5月末現在）>

	統計作成部局 作成	統計作成部局以外 (政策部局等) 作成	合 計
基幹統計	4 4 (83.0)	9 (17.0)	5 3 (100.0)
一般統計調査	7 6 (37.1)	1 2 9 (62.9)	2 0 5 (100.0)
合 計	1 2 0 (46.5)	1 3 8 (53.5)	2 5 8 (100.0)

# 行政機関が作成する統計

統計の作成方法	区分	統計法の規律
<b>統計調査</b>  統計調査とは、 ア 統計の作成を目的として、 イ 個人又は法人その他の団体に対し、 ウ 事実の報告を求めることにより行う調査をいう。	<b>基幹統計調査</b> =基幹統計（※）を作成するための統計調査  基幹統計とは、行政機関が作成する統計で特に重要なものとして総務大臣が指定するもの  (基幹統計調査の例) • 国勢調査 • 毎月勤労統計調査 等  <b>一般統計調査</b> =基幹統計調査以外の統計調査	 <p><b>基本理念（第3条）</b></p> <p>① 体系的に整備            ② 適切・合理的な方法            で、中立性・信頼性が            確保されるよう作成              ③ 広く国民が入手、            効果的に利用できる            ものとして提供              ④ 統計作成に            用いられた秘密は            保護</p> <p><b>統計調査に 係る規律</b>  <b>総務大臣の 承認</b>            (第9条第1項)            等</p> <p><b>基幹統計 調査のみ に係る規律</b>            ● 統計委員会            の調査審議            (第9条第4項)            ● 報告を求め            られた者に            義務            (第13条)            等</p>
<b>その他</b>  (例) • 行政指導や検査等のために行う調査等を基にするもの (例：厚生労働省の「労働時間等総合実態調査」) • 事実の報告でない意識調査等 • 報告者がいない気象観測等		<p>平成30年の統計法改正により、行政機関は、法第3条の「基本理念」にのっとり、公的統計を作成する責務を有する旨を明記</p>

※ 統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合（国民経済計算等の加工統計）には、統計作成方法について総務大臣への通知が必要（法第26条）

# 基幹統計一覧（53）

※ 統計部局が作成しているもの（黄色）は44／53

府省名	基幹統計名	府省名	基幹統計名
内閣府	・国民経済計算（注1）		・農林業構造統計
	・国勢統計		・牛乳乳製品統計
	・住宅・土地統計		・作物統計
	・労働力統計		・海面漁業生産統計
	・小売物価統計		・漁業構造統計
	・家計統計		・木材統計
	・個人企業経済統計		・農業経営統計
総務省	・科学技術研究統計		・経済産業省生産動態統計
	・地方公務員給与実態統計		・ガス事業生産動態統計
	・就業構造基本統計		・石油製品需給動態統計
	・全国家計構造統計		・商業動態統計
	・社会生活基本統計		・経済産業省特定業種石油等消費統計
	・経済構造統計（注2）		・経済産業省企業活動基本統計
	・産業連関表（注1）（注3）		・鉱工業指数（注1）
	・人口推計（注1）		・港湾統計
財務省	・法人企業統計		・造船造機統計
国税庁	・民間給与実態統計		・建築着工統計
	・学校基本統計		・鉄道車両等生産動態統計
文部科学省	・学校保健統計		・建設工事統計
	・学校教員統計		・船員労働統計
	・社会教育統計		・自動車輸送統計
	・人口動態統計		・内航船舶輸送統計
	・毎月勤労統計		・法人土地・建物基本統計
	・薬事工業生産動態統計		
	・医療施設統計		
厚生労働省	・患者統計		
	・賃金構造基本統計		
	・国民生活基礎統計		
	・生命表（注1）		
	・社会保障費用統計（注1）		

（注1）基幹統計のうち、「統計調査以外の方法により作成する統計」（いわゆる加工統計）に該当する。（計6統計）

（注2）経済構造統計は、総務省及び経済産業省の共管である。

（注3）産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

# 一般統計調査①（205）

※ 統計部局が作成しているもの（黄色）は 76 / 205

番号	実施機関	統計調査の名称						
1	内閣官房	人々のつながりに関する基礎調査	35	文部科学省	高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査	71	厚生労働省	雇用の構造に関する実態調査
2	人事院	職種別民間給与実態調査	36	文部科学省	子供の学習費調査	72	厚生労働省	最低賃金に関する実態調査
3	人事院	退職公務員生活状況調査	37	文部科学省	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	73	厚生労働省	歯科技工料調査
4	人事院	民間企業における役員報酬（給与）調査	38	文部科学省	全国イノベーション調査	74	厚生労働省	歯科疾患実態調査
5	人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	39	文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	75	厚生労働省	児童養護施設入所児童等調査
6	内閣府	S D G sに関する全国アンケート調査	40	文部科学省	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	76	厚生労働省	社会福祉施設等調査
7	内閣府	機械受注統計調査	41	文部科学省	地方教育費調査	77	厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査
8	内閣府	企業行動に関するアンケート調査	42	文部科学省	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	78	厚生労働省	社会保障生計調査
9	内閣府	景気ウォッチャー調査	43	文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	79	厚生労働省	就労条件総合調査
10	内閣府	高齢者の健康に関する調査	44	スポーツ庁	体育・スポーツ施設現況調査	80	厚生労働省	受療行動調査
11	内閣府	こども・若者の意識と生活に関する調査	45	スポーツ庁	体力・運動能力調査	81	厚生労働省	障害者雇用実態調査
12	内閣府	市民の社会貢献に関する実態調査	46	文化庁	宗教統計調査	82	厚生労働省	障害福祉サービス等経営概況調査
13	内閣府	消費動向調査	47	文化庁	日本語教育実態調査	83	厚生労働省	障害福祉サービス等経営実態調査
14	内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	48	厚生労働省	医師少数区域経験認定医師に関する調査	84	厚生労働省	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査
15	内閣府	男女間における暴力に関する調査	49	厚生労働省	医薬品・医療機器産業実態調査	85	厚生労働省	消費生活協同組合（連合会）実態調査
16	内閣府	地方公共団体消費状況等調査	50	厚生労働省	医薬品価格調査	86	厚生労働省	食肉検査等情報還元調査
17	内閣府	特定非営利活動法人に関する実態調査	51	厚生労働省	医療給付実態調査	87	厚生労働省	所得再分配調査
18	内閣府	民間企業投資・除却調査	52	厚生労働省	医療経済実態調査	88	厚生労働省	全国ひとり親世帯等調査
19	内閣府	民間非営利団体実態調査	53	厚生労働省	「医療費の動向」調査	89	厚生労働省	地域児童福祉事業等調査
20	こども家庭庁	乳幼児身体発育調査	54	厚生労働省	院内感染対策サーベイランス	90	厚生労働省	地域保健・健康増進事業報告
21	総務省	家計消費状況調査	55	厚生労働省	衛生行政報告例	91	厚生労働省	中高年者縦断調査
22	総務省	家計消費単身モニター調査	56	厚生労働省	外国人雇用実態調査	92	厚生労働省	中国残留邦人等実態調査
23	総務省	サービス産業動向調査	57	厚生労働省	介護サービス施設・事業所調査	93	厚生労働省	賃金引上げ等の実態に関する調査
24	総務省	情報通信業基本調査	58	厚生労働省	介護事業実態調査	94	厚生労働省	特定保険医療材料価格調査
25	総務省	全国単身世帯収支実態調査	59	厚生労働省	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	95	厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）
26	総務省	通信利用動向調査	60	厚生労働省	家内労働等実態調査	96	厚生労働省	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）
27	総務省	令和 7 年国勢調査第 2 次試験調査	61	厚生労働省	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	97	厚生労働省	乳幼児栄養調査
28	財務省	たばこ小売販売業調査	62	厚生労働省	喫煙環境に関する実態調査	98	厚生労働省	年金制度基礎調査
29	財務省	適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 4 条第 1 項に基づく適用実態調査）	63	厚生労働省	健康保険・船員保険被保険者実態調査	99	厚生労働省	能力開発基本調査
30	財務省	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	64	厚生労働省	原子爆弾被爆者実態調査	100	厚生労働省	被保護者調査
31	文部科学省	学術情報基盤実態調査	65	厚生労働省	公的年金加入状況等調査	101	厚生労働省	病院報告
32	文部科学省	学校給食栄養報告	66	厚生労働省	港湾運送事業雇用実態調査	102	厚生労働省	福祉行政報告例
33	文部科学省	学校給食実施状況等調査	67	厚生労働省	国民健康・栄養調査	103	厚生労働省	訪問看護療養費実態調査
34	文部科学省	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	68	厚生労働省	国民年金被保険者実態調査	104	厚生労働省	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）
			69	厚生労働省	雇用均等基本調査	105	厚生労働省	保険医療材料等使用状況調査
			70	厚生労働省	雇用動向調査			

# 一般統計調査② (205)

※ 統計部局が作成しているもの（黄色）は 76 / 205

番号	実施機関	統計調査の名称						
106	厚生労働省	保健師活動領域調査	141	林野庁	特用林産物生産統計調査	176	国土交通省	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査
107	厚生労働省	無医地区等及び無歯科医地区等調査	142	林野庁	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	177	国土交通省	全国都市交通特性調査
108	厚生労働省	労使関係総合調査	143	水産庁	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	178	国土交通省	全国輸出入コンテナ貨物流動調査
109	厚生労働省	労働安全衛生調査	144	経済産業省	海外現地法人四半期調査	179	国土交通省	大都市交通センサス
110	厚生労働省	労働経済動向調査	145	経済産業省	海外事業活動基本調査	180	国土交通省	中京都市圏物資流動調査
111	厚生労働省	労働災害動向調査	146	経済産業省	工場立地動向調査	181	国土交通省	鉄道輸送統計調査
112	厚生労働省	労働争議統計調査	147	経済産業省	製造工業生産予測調査	182	国土交通省	東京都市圏物資流動調査
113	厚生労働省	労務費率調査	148	経済産業省	特定サービス産業動態統計調査	183	国土交通省	土地保有・動態調査
114	農林水産省	花木等生産状況調査	149	資源エネルギー庁	エネルギー消費統計調査	184	国土交通省	内航船舶輸送統計母集団調査
115	農林水産省	漁業経営統計調査	150	資源エネルギー庁	石油輸入調査	185	国土交通省	パーソントリップ調査
116	農林水産省	漁業構造動態調査	151	資源エネルギー庁	総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）	186	国土交通省	バルク貨物流動調査
117	農林水産省	集落営農実態調査	152	特許庁	知的財産活動調査	187	国土交通省	北海道法人企業投資状況調査
118	農林水産省	食品循環資源の再生利用等実態調査	153	中小企業庁	中小企業実態基本調査	188	国土交通省	マンション総合調査
119	農林水産省	食品流通段階別価格形成調査	154	国土交通省	空き家所有者実態調査	189	国土交通省	民間住宅ローンの実態に関する調査
120	農林水産省	新規就農者調査	155	国土交通省	幹線旅客動流実態調査	190	国土交通省	ユニットロード貨物流動調査
121	農林水産省	水產物流通調査	156	国土交通省	近畿圏物資流動調査	191	国土交通省	旅客県間流動調査
122	農林水産省	青果物卸売市場調査	157	国土交通省	建設関連業等の動態調査	192	観光庁	宿泊旅行統計調査
123	農林水産省	生産者の米穀在庫等調査	158	国土交通省	建設機械動向調査	193	観光庁	訪日外国人消費動向調査
124	農林水産省	地域特産野菜生産状況調査	159	国土交通省	建設業活動実態調査	194	観光庁	旅行・観光消費動向調査
125	農林水産省	畜産統計調査	160	国土交通省	建設業構造実態調査	195	環境省	家庭部門のCO <sub>2</sub> 排出実態統計調査
126	農林水産省	畜產物流通調査	161	国土交通省	建設資材・労働力需要実態調査	196	環境省	環境保健サーベイランス調査
127	農林水産省	特定作物統計調査	162	国土交通省	建設副産物実態調査	197	環境省	産業廃棄物排出・処理状況調査
128	農林水産省	土壤改良資材の農業用払出し量調査	163	国土交通省	建設労働需給調査	198	環境省	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査
129	農林水産省	内水面漁業生産統計調査	164	国土交通省	建築物リフォーム・リニューアル調査	199	環境省	水質汚濁物質排出量総合調査
130	農林水産省	農業協同組合及び同連合会一斉調査	165	国土交通省	航空貨物動態調査	200	環境省	大気汚染物質排出量総合調査
131	農林水産省	農業経営統計調査（営農類型別経営統計）試行調査	166	国土交通省	航空輸送統計調査	201	文部科学省 ・厚生労働省	大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査
132	農林水産省	農業構造動態調査	167	国土交通省	航空旅客動態調査	202	文部科学省 ・厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）
133	農林水産省	農業物価統計調査	168	国土交通省	国際航空貨物動態調査	203	内閣府・財務省	法人企業景気予測調査
134	農林水産省	農道整備状況調査	169	国土交通省	国際航空旅客動態調査	204	農林水産省 ・経済産業省	容器包装利用・製造等実態調査
135	農林水産省	木材流通統計調査	170	国土交通省	自動車燃料消費量調査	205	各府省	産業連関構造調査
136	農林水産省	野生鳥獣資源利用実態調査	171	国土交通省	住生活総合調査			
137	農林水産省	油糧生産実績調査	172	国土交通省	住宅市場動向調査			
138	農林水産省	林業経営統計調査	173	国土交通省	主要建設資材需給・価格動向調査			
139	農林水産省	6次産業化総合調査	174	国土交通省	水害統計調査			
140	林野庁	森林組合一斉調査	175	国土交通省	全国貨物純流動調査			

# 統計法の概要・平成30年法改正の主な内容

\*吹き出しは、改正内容（公布日施行の部分を除き、令和元年5月1日施行）

## 目的

(第1条) 公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること

## 基本理念

### (第3条) 公的統計

① 基本理念にのっとり公的統計を作成する責務を明示

- 体系的に整備
- 適切・合理的な方法で、中立性・信頼性が確保されるよう作成
- 広く国民が容易に入手、効果的に利用できるものとして提供
- 統計作成に用いられた秘密は保護

## 基本計画

### (第4条)

- 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進を目的
- 閣議決定
- おおむね5年ごとに改定

## 公的統計の作成

条)

### (第5条～第31

- 基幹統計（特に重要な統計）の指定
- 統計作成のための統計調査の実施
- 統計調査結果の適切な公表
- 事業所母集団DB<sup>※1</sup>の整備
- 公的統計の作成に有田のデータ保有者への協力要請

② 提供範囲を拡大し報告者負担の軽減を推進

① 統計作成者・データ保有者の責務や努力義務を明確化し官民の協力関係を促進

## 調査票情報等の利用・提供・保護

### (第32条～第43条)

- 調査票情報<sup>※2</sup>の二次利用
- 調査票情報の提供
- 委託によるオーダーメード集計の実施
- 匿名データの作成・提供
- 調査票情報等の保護

(適正管理、守秘義務等)

③ 学術研究利用を可能にし利活用ニーズに対応、成果等の公表により信頼確保

## 統計委員会

### (第44条～第51条)

- 13人以内の委員で構成、総務省に設置
- 総務大臣等の諮問に応じ、基本計画や基幹統計調査などについて調査審議

↓ 公布日（平成30年6月1日）  
施行方向によりない連携や窗口を行う機能を付与し司令塔機能を強化、幹事を設置し一体性を確保

※1 事業所に関する基礎情報（名称、所在地、資本金額、従業者数など）を収録。  
事業所に関する統計調査の調査対象抽出、事業所に関する統計の作成に利用

※2 調査票に記入された個人、企業・事業所等の個々の情報



<（独）統計センター法の改正>

○ 統計センターの業務を追加し統計改革の推進体制を整備

# 統計法の構成及び関連の法体系

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）

統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）

公的統計の作成

統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン  
(H17.3.31 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針  
(H22.5.12 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン  
(R2.7.30 統計行政推進会議申合せ (R5.7.28 改定) )

調査票情報等の利用及び提供

調査票情報の提供に関するガイドライン  
(H20.12.24 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

委託による統計の作成等に関するガイドライン  
(H21.2.17 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

匿名データの作成・提供に関するガイドライン  
(H21.2.17 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

調査票情報等の保護

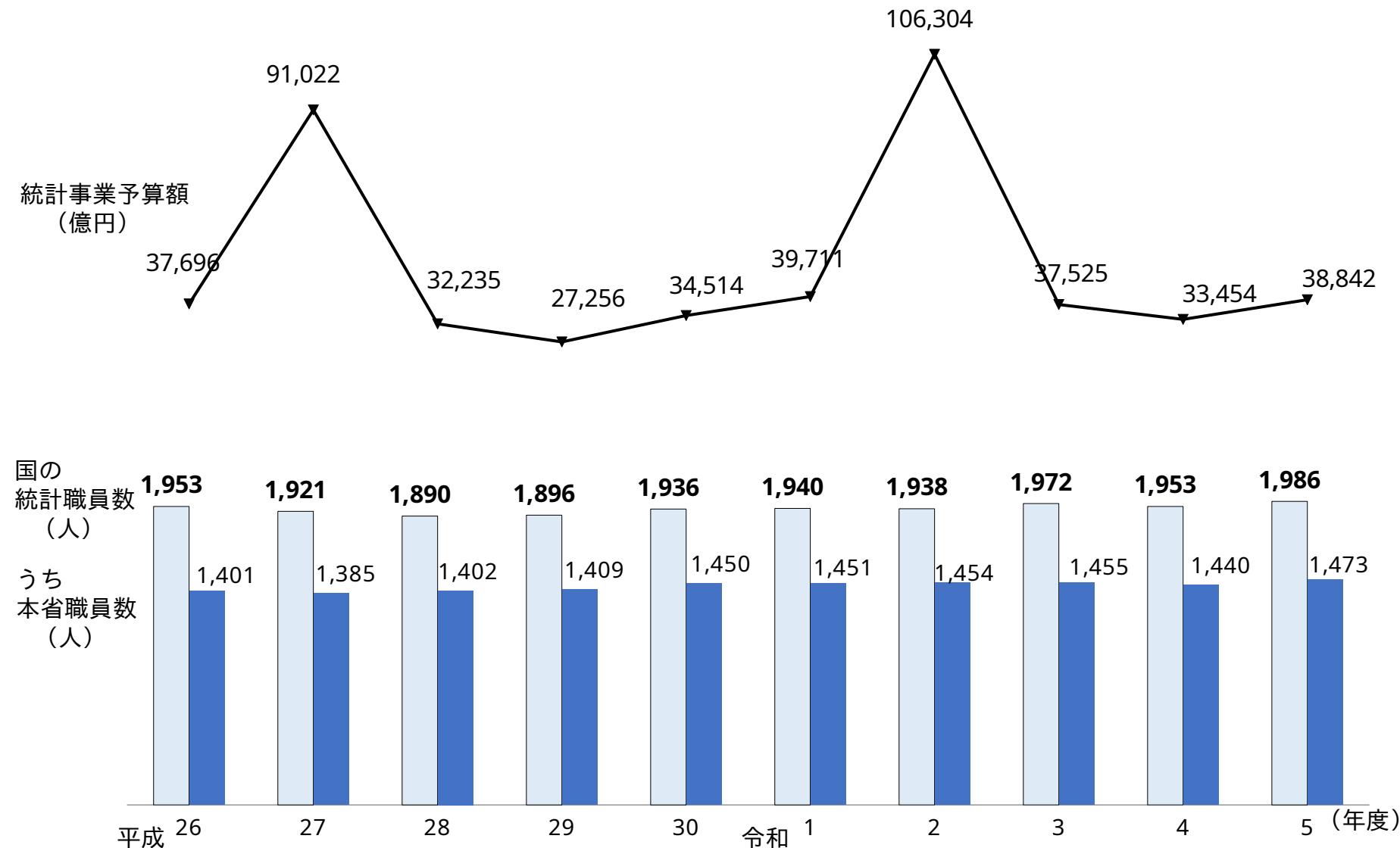
調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン  
(H21.2.6 総務省政策統括官（統計基準担当）決定)

統計委員会

統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）

罰則

# 国の統計職員数と予算の推移



※ 1 平成 27 年度予算額には、国勢調査実施経費 670 億円を含む

※ 2 令和 2 年度予算額には、国勢調査実施経費 721 億円を含む

※ 3 国の統計職員数は、毎年 4 月 1 日時点

## 統計法の目的の変遷

#### ＜旧法（昭和22年法律第18号）の目的＞

この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、

統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

## ＜現行法（平成 19 年法律第 53 号）の目的＞

この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行う

ための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の

作成及び提供に關し基本となる事項を定めることによ

り、**公的統計**が、専ら行政のためだけに存在するのではなく、**体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、広く国民のためにある**という基本的な認識を明

広く国民のためにあるという基本的な認識を明確に定めた上で、日本社会の健全な発展と国民生活の向上に寄与する。

# 官庁統計の基本理念

## ◎ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

### （基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切

な役割分担の下に、体系的に整備されなければならぬ。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及

び信頼性が確保されるように作成されなければならぬ。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できる

4 ~~のとして提供されるべきを、基本理念として明確化~~公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に



# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」について

- ◆ 根拠：統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 4 条
- ◆ 目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
- ◆ 改定手続：おおむね 5 年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議
  - ・ 第Ⅰ期基本計画（平成 21 年度から平成 25 年度まで）
  - ・ 第Ⅱ期基本計画（平成 26 年度から平成 29 年度まで（1 年短縮））
  - ・ 第Ⅲ期基本計画（平成 30 年度から令和 4 年度まで）
  - ※ 第Ⅲ期基本計画は令和 2 年 6 月に一部変更
- ◆ フォローアップ：毎年、統計法第 55 条第 2 項の規定に基づき、統計法の施行状況を取りまとめる中で、基本計画の推進状況についても確認。結果は統計委員会に報告し、その後の審議で推進状況を評価

# (参考) 統計法第4条

## (基本計画)

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
  - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。
- 4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。
- 8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

# 公的統計基本計画のこれまでの変遷

	閣議決定	期間	主な内容	備考
第Ⅰ期	H21.3.13	平成 21 年度～ 平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として整備</li> <li>○ 経済センサスや事業所母集団データベースの構築</li> <li>○ 民間事業者の活用や統計データの有効活用の推進 等</li> </ul>	
第Ⅱ期	H26.3.25	平成 26 年度～ 平成 29 年度 (1年短縮)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2008SNAへの対応、経済統計の整備</li> <li>○ オンライン調査の推進等、統計作成の効率化による報告者の負担軽減に向けた取組の実施</li> <li>○ 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充、統計データの有効活用の推進 等</li> </ul>	<p>➢ 統計改革の基本方針（H28.12 経済財政諮問会議決定）  → 経済統計改善の取組、公的統計基本計画の前倒し改定 等</p> <p>➢ 統計改革推進会議最終取りまとめ（H29.5）</p>
第Ⅲ期	H30.3.6	平成 30 年度～ 令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民経済計算の四半期別 GDP 速報（QE）及び年次推計の改善、国民経済計算の供給・使用表（SUT）体系への移行に向けた SUT に係る基本構成の大枠の取りまとめ</li> <li>○ 経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な経済構造実態調査の創設、事業所母集団 DB の整備、企業調査支援事業等</li> <li>○ 特定の場所でセキュリティを確保して利用するオンライン利用の環境整備</li> </ul>	<p>➢ 毎月勤労統計調査の不適切な処理（H31.1～）  → 統計委員会建議（R1.6、R1.9）  → 統計改革推進会議 総合的対策取りまとめ（R1.12）</p>
	R2.6.2	（令和 2 年度 に一部変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 品質確保に向けた取組の強化</li> <li>○ 人材の確保・育成 等</li> </ul>	<p>➢ 建設工事受注動態統計調査の不適切な処理（R3.12～）  → 統計委員会建議（R4.8）</p>



第Ⅳ期公的統計基本計画（令和 5 年度～）

# 第Ⅳ期公的統計基本計画の策定の流れ

令和4年5月～11月

- 統計委員会企画部会の下に、テーマ毎に4つのWGを設置し、第Ⅲ期公的統計基本計画の進捗状況の審議を通じて、次期基本計画における「基本的な方針」を検討

## 企画部会

な方針

開催実績（計7回）：5/27,6/29,7/27,8/24,9/26,10/24,11/30

審議対象分野：次期基本計画における基本的

【第1 WG】  
審議対象分野：国民  
経済計算  
開催実績（計4回）：  
6/14,7/6,7/20,8/26

【第2 WG】  
審議対象分野：経済統計  
開催実績（計6回）：  
7/22,8/8,8/18,8/30,  
9/12,9/27

【第3 WG】  
審議対象分野：国民生  
活・社会統計  
開催実績（計4回）：  
7/26,8/10,8/22,9/14

【第4 WG】  
審議対象分野：共通基  
盤  
開催実績（計6回）：  
7/1,7/15,8/3,9/2,  
9/22,9/29

「公的統計  
の総合的な  
品質向上に  
向けて（建  
議）」

令和4年12月27日

- 統計委員会が、第Ⅳ期基本計画の基本的考え方を取りまとめ

（令和4年  
8月10日統  
計委員会）

令和5年2月1日

- 総務大臣が、第Ⅳ期基本計画の案を統計委員会に諮問

令和5年3月7日

- 統計委員会が、第Ⅳ期基本計画について答申

令和5年3月28日

- 第Ⅳ期基本計画を閣議決定

# 第Ⅳ期公的統計基本計画の検討体制

## 主な審議事項

第1 WG (国民経済計算)	第2 WG (経済統計)	第3 WG (国民生活・社会統計)	第4 WG (共通基盤)				
国民経済 計算の制 度向上・ 充実	➤ QEの精度向 上に向けた取 組 ➤ 年次推計の精 度向上に向け た取組 ➤ 基準年推計の 精度向上に向け た取組 ➤ デフレータの 充実 ➤ 国民経済計算 の充実等に向け た検討	➤ 経済統計 の体系的 整備の推 進	➤ 経済構造を把 握する統計の 整備・改善 ➤ サービス産 業・企業関連 統計の整備・ 改善 ➤ 経済統計の改 善に向けた基 盤整備	➤ 人口や暮 らしに関する統 計の整備	➤ 社会保障に關 する統計の整 備 ➤ 暮らしや生き 方に関する統 計の整備 ➤ 消費行動を把 握する統計の 体系的整備	➤ 統計の品 質確保・ デジタル化	➤ PDCAサイク ルの確立 ➤ 統計基盤のデ ジタル化の推 進 ➤ 統計の比較可 能性の確保等 の取組
	➤ 経済活動 のグローバ ル化に 対応した 統計の整 備	➤ グローバル化 に対応した統 計の整備 ➤ 國際比較可能 性の向上	個別分野 に關する 統計の整 備	➤ 雇用・労働環 境の実態をよ り的確に把握 する統計の整 備 ➤ 教育をめぐる 状況変化等に 対応し、その 変化を的確に 捉える統計の 整備	➤ 統計調査 の環境整 備・改善	➤ 統計調査の環 境整備 ➤ 報告者の負担 軽減 ➤ 災害・感染症 等の発生時に おける対応	
	➤ 個別分野 に關する 統計の整 備	➤ 環境に關する 統計の充実・ 整備 ➤ 観光に關する 統計の精度向 上 ➤ 建設・不動産 に關する統計 の整備 ➤ 農林水産統計 の整備・改 善・利活用 ➤ 物価に關する 統計の改善					
					➤ 統計の利 活用の推 進	➤ EBPMの推 進・民間での 活用の促進 ➤ 調査票情報の 利活用の促進	
					➤ 統計リ ソースの 確保・人 材育成	➤ 統計リソース の確保と業務 効率化 ➤ 統計人材の育 成 ➤ 統計リテラ シーの醸成と 意識改革 ➤ 中央統計機 構の役割	

# 令和5年度からの新たな公的統計基本計画に関する統計委員会の意見（概要）（令和4年12月27日） 抜粋

- 統計委員会は、現行の公的統計の整備に関する基本計画（第Ⅲ期基本計画）の実施状況を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化を勘案して、令和5年度からの5年間を対象とする新たな公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期基本計画）の基本的方向性について、令和4年12月27日、総務大臣に意見提出
- 今後、総務省において、本意見を踏まえて計画案を策定し、パブリック・コメント、統計委員会の意見聴取を経て、本年度末頃を目途に第Ⅳ期基本計画を閣議決定

## 統計委員会の意見（第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方）のポイント

### 令和5年度からの5年間の統計行政推進の基本的考え方

- ・ 「総合的な品質の高い公的統計」の適時かつ確実な提供（※ 統計の品質とは、正確さのみならず、統計ユーザー等のニーズを満たす有用さや使いやすさなどを含む概念）
- ・ 以下を基本的な視点として、取組を推進
  - 社会経済の変化に的確に対応する統計整備、国際比較可能性の向上
  - ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
  - 品質の高い統計作成のための基盤整備、デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計の作成

- 統計不適切事案への的確な対応～統計ユーザー等を第一に考えた公的統計の品質の確保・向上
  - ・ 業務マニュアルの整備など各府省による主体的な品質管理の実施
  - ・ 汎用集計ツールの開発など統計作成のデジタル化の推進
  - ・ 各府省の統計の品質管理体制の定員を一元的に確保・各府省の人材確保・育成の支援など、中央統計機構（総務省統計局、政策統括官、統計研究研修所、（独）統計センター）による各府省の支援
- GDPの精度改善など、第Ⅲ期基本計画で始まった2030年度までの統計改革を着実に推進
  - ・ QEから基準改定までの各段階での精度の向上、SUT体系移行の計画的推進
  - ・ 国民経済計算と基礎統計との連携の推進
- 社会経済のサービス化、デジタル化、グローバル化や環境問題対応など、新たな課題への果敢な対応
  - ・ サービス分野の月次基幹統計の整備
  - ・ 経済のデジタル化やグリーン化の影響の把握、経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究
  - ・ 企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成可能性の検討
  - ・ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備
  - ・ 国民経済計算の新たな国際基準（2025 SNA（仮称））に係る国際的な議論への積極的関与
  - ・ 人流データを活用した宿泊動向の足下予測などビッグデータの利活用
  - ・ セキュリティを確保しつつ調査票情報の利便性を高めるリモートアクセスの実証実験や提供円滑化
- 統計委員会による、パイロット的調査研究など基本計画の推進と、各種指標のモニタリングも効果的に活用したフォローアップ

# 第Ⅳ期基本計画の概要①

## 第1 施策展開に当たっての基本的な方針

### <基本的な視点>

1. 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進
2. 統計の国際比較可能性の向上
3. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
4. 品質の高い統計の作成のための基盤整備
5. デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成

【「総合的な品質の高い公的統計」の適時かつ確実な提供を目指す】

施策展開

第2 公的統計の整備に関する事項

第3 公的統計の作成・提供・利用  
の 基盤整備

【別表】  
今後5年間に講じる具体的  
な施策

第4  
基本計画の推進

# 第Ⅳ期基本計画の概要②

## 第2 公的統計の整備に関する事項

- ・ 国民経済計算について、GDP の精度の向上、SUT 体系への移行の計画的推進
- ・ サービス産業を対象とした月次基幹統計の整備に向けた検討
- ・ 経済のデジタル化等の実態を把握するための新たな枠組の検討
- ・ 国民経済計算の新たな国際基準に係る国際的な議論への積極的関与
- ・ SDG グローバル指標について、新しい情報源の活用可能性の検討も含めた整備推進
- ・ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備

## 第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- ・ 業務マニュアルの整備、統計作成の PDCA サイクルの確立など品質管理の取組の推進
- ・ オンライン調査の推進（オンラインによる回答割合の向上（企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指し、調査システムの改善等））、汎用集計ツールの開発など統計作成のデジタル化の推進
- ・ 政府統計ポータルサイト（e-Stat）について、データ提供の拡充、検索性向上など機能改善
- ・ 安全性を確保しつつ、調査票情報の利活用を可能とするオンサイト施設の拡大、リモートアクセスの実証実験の検討

## 第4 基本計画の推進

・ ラグデータ保有者（企業）とユーザー（行政機関）のマッチング等の場の整備

- ・ 基本計画の推進体制、統計委員会によるフォローアップ等

# 第Ⅳ期公的統計基本計画の基本的な視点

① 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進：

経済のサービス化やデジタル化、地球環境問題への対応など社会経済の状況と変化を的確に把握するために必要な統計の整備や充実に取り組むとともに、国民経済計算（GDP）の改革を着実に進める。

② 統計の国際比較可能性の向上：

グローバル化が進展する中で、国民経済計算を始めとする国際基準策定プロセスへ積極的な関与や、SDGsに関連した指標の整備、統計の国際的な動向把握と我が国統計の改善等への反映に取り組む。

③ ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進：

政府統計のポータルサイト（e-Stat）の機能充実や利便性の向上、情報管理を徹底しつつ、公共の利益に資する調査票情報の利用の円滑化等に取り組む。

④ 品質の高い統計の作成のための基盤整備：

各府省において、統計の総合的品質管理や統計作成プロセスの標準化などに主体的に取り組むとともに、専門性の高い人材の育成等に取り組む。総務省は、中央統計機構として各府省への支援や相談対応に取り組む。

⑤ デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計作成の実現に向けた取り組みを進めること

# 参考

- ◆ 総務省政策統括官室ホームページ  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/)
- ◆ 公的統計の整備に関する基本的な計画  
[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/12.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm)
- ◆ 第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方について  
(意見)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/report/02shingi05\\_02000608.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/report/02shingi05_02000608.html)
- ◆ 経済構造統計の体系的整備の進展  
[https://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/about/sankou\\_keizai.html](https://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/about/sankou_keizai.html)



政府統計

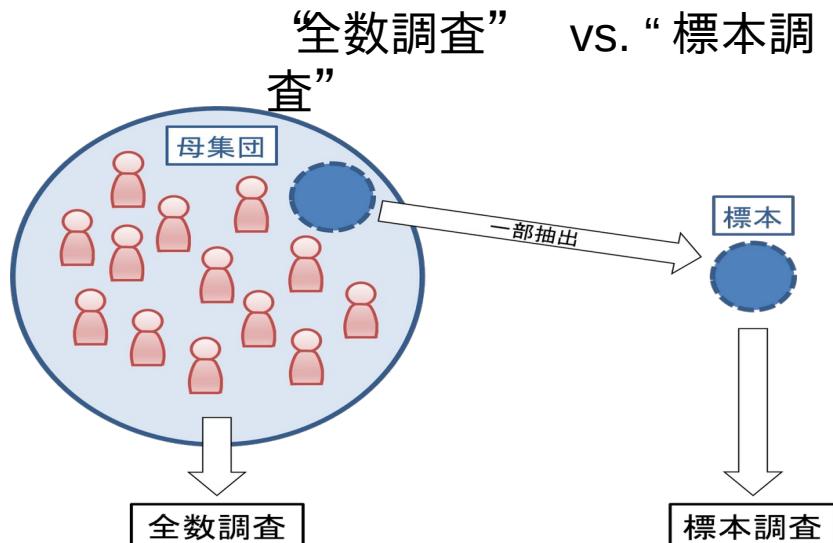
## 補遺：いわゆる「統計不正」問題

- ① 2018年末から2019年にかけて起こった毎月勤労統計における不適切統計作成問題（いわゆる「統計不正」問題）
- ② 厚生労働省での深刻なガバナンスの欠如が露わになり
- ③ それが政府統計全体の信認低下をもたらした。
- ④ この毎月勤労統計の「統計不正」に比べれば深刻度は低いものの、その後も統計の不適切な作成の事例が相次いだ。
- ⑤ その後、改革がなされたが、毎月勤労統計の根本的な問題は未解決
- ⑥ 以下で簡単に説明。詳細は  
西村清彦・山澤成康・肥後雅博『統計 危機と改革』（日本経済新聞出版、2020年9月）第4章を参照。

# 不適切処理の発覚

- 2018年12月13日 厚生労働省が行っている毎月勤労統計において不適切な処理がなされていたことが発覚。
  - 統計委員会委員長及びスタッフが、厚生労働省に対して、東京都における大規模事業所の賃金の動きが不規則である理由について尋ねたところ、厚労省職員から、承認されている手法である大規模事業所を全数調査する方法ではなく、標本抽出をして調査している事実が明らかにされた。
    - 標本抽出による調査は2004年から2018年5月まで行われた。
- 2018年12月21日 加えてデータの復元処理において基礎的な誤りをしていたことが統計委員会に示される。
  - 集計値を計算するに当たっては、標本の抽出率の逆数を標本の合計値に乗じる必要があったのだが、それを行っていなかった。
  - この誤りは、2004年から2017年まで生じていたことが後に判明。  
2018年1月から、厚生労働省は、公にすることなく、抽出率の逆数を乗じるように修正を開始。
- 2019年1月17日 厚生労働省は、2011年以前の復元に必要なオリジナルデータの一部をすでに廃棄したことを統計委員会に報告。
  - 厚労省は、一部データの廃棄のために、2004年から2011年の間にについて正しい（抽出率を考慮した）賃金データを計算することがで

# (1) 大規模事業所における不適切な標本調査



(本来の調査計画)

規模（常用雇用者数）	抽出方法	調査手法
500人以上事業所	全数調査	郵送、オンライン
30 - 499人以上事業所	標本調査	郵送、オンライン
5 - 29人以上事業所	標本調査	調査員、オンライン

- ・大規模事業所（500人以上規模事業所）の差異性は非常に大きく、分散が大きい。そのため、統計委員会は、大規模事業所に関して全数を調査することを求めていた。

- ・しかし、厚労省は、統計委員会に知らせることなく、勝手に標本調査を行っていた。

---- 他方、東京都を除く46道府県においては、承認された調査計画どおり、大規模事業所に対して全数調査を実施していた。

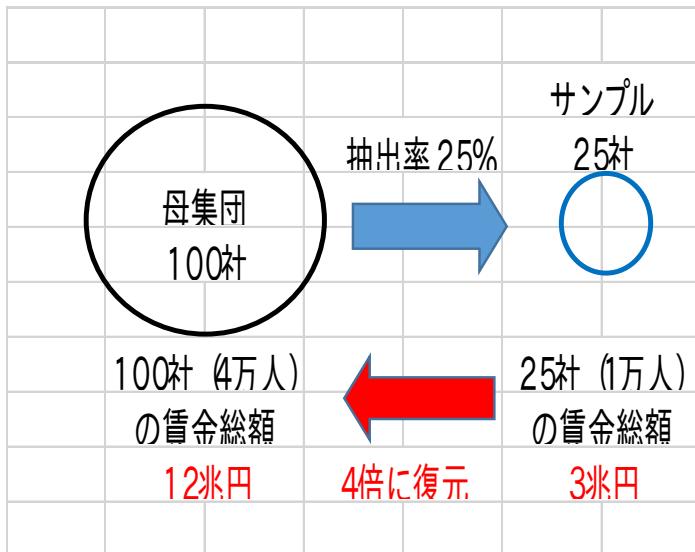
- ・東京都の5000人以上規模事業所は、1464事業所であったにも関わらず、**実際に調査された事業所数は491事業所**（2018年時点）。

- ・問題：標本誤差による賃金変化率が、「真」の賃金変化として解釈されてきた可能性がある。

- ・影響：一国全体の平均賃金の変化に関して、大規模の影響がある可能性。50

## (2) 不適切な復元処理

復元処理 (例)



- 厚労省は、東京都の大規模事業所に対して、標本調査を行っていたにもかかわらず、全数調査を行ったのと同様の取り扱いをし、**東京都の大規模事業所の賃金支払総額を集計する際に（乗数をかけるという）復元を行わなかった**。
- コンピュータープログラムの修正ミスであるとの主張。
- ただし、2018年1月以降の集計値においては、黙ってプログラムを修正し、復元処理を開始。
- 問題：東京都の賃金水準は他地域よりもかなり高いため、**2004年以降、一国レベルの賃金水準は過小推計されていたと考えられる**。
- 影響：社会保険などの給付がこの賃金統計の値に依拠していたため、長年にわたる過小給付の影響が見られ、政治的問題となつた。

### (3) 再集計するために必要なデータの廃棄

- 平均賃金系列を作成するためには、(1) 賃金支給総額、(2) 雇用者数、(3) 事業所の産業区分および地域区分の3種類が必要。
- 再集計値を作成するためのデータのうち**以下の3種類が廃棄**されていた。
  - A. 抽出替えを行った2007年1月調査分の旧対象事業所の個票（調査票）データ
    - ギャップ修正を行うために必要
  - B. 2009年1月の抽出替え時点における新産業分類変更のための情報
    - 新産業分類ベースの抽出率逆数表を作成するために必要
  - C. 2012年以前の雇用保険データ
    - 経済センサスの間の期間の雇用者数を補完するために使用
- **統計委員会は代替推計手法を考えることで速やかな再推計を求めた。**
- 代替推計手法を用いた、再推計値はその後公表されることとなった。

## (4) 現金給与総額へのインパクト 2012年～2018年の再集計値

1か月あたりの現金給与総額（**従来公表値の方が過小推計**）

時期	再集計値	従来公表値
2012年	315,157 円	313,949 円
2013年	315,769 円	313,801 円
2014年	318,844 円	316,248 円
2015年	315,508 円	313,451 円
2016年	317,512 円	315,235 円
2017年	319,029 円	316,560 円
2018年	323,243 円	321,822 円

2011年以前は、データがないので  
再集計は出来ず過小集計の程度も分からな  
い！

## (4) 長期間にわたる累積効果と政策対応

- 雇用保険等の過少給付を（部分的に）補償するため、内閣は、すでに閣議決定されていた政府案（2019年度）について、1月19日に概算の変更を閣議決定した。
- 修正額は「国庫負担分については」約6億5000万円で、主に赤字国債の発行によってまかなう。  
(参考) 予算総額規模101兆円、GDP550兆円
- しかし費用（約795億円）の大部分は雇用者、被雇用者が負担する。
  - 政府の推計によれば、総額の大半は、雇用者、被雇用者による保険料を財源とする労働保険特別会計から支払われる。

# 厚生労働省関係事業の見直しの影響

	雇用保険 (労働特会雇用勘定)	労災保険 (労働特会労災勘定)	船員保険 (労働特会労災勘定)	事業主向け助成金 (労働特会雇用勘定)	合 計
合計	約 472 億円	約 264 億円	約 18 億円	約 41 億円	約 795 億円
追加給付費	約 276 億円 一人平均約 1,400 円	約 241 億円 (年金給付)一人平均約 9 万円 (休業補償)一人平均約 300 円/月	約 16 億円 一人平均約 15 万円	約 31 億円	約 564 億円
うち 国庫負担	約 6 億円	—	—	—	約 6 億円
加算額	約 20 億円	約 14 億円	約 1 億円	約 2 億円	約 37 億円
うち 国庫負担	約 0.4 億円	—	—	—	約 0.4 億円
事務費	約 177 億円 (うち H31 : 約 85 億円)	約 9 億円 (うち H31 : 約 6 億円)	約 0.3 億円 (うち H31 : 約 0.3 億円)	約 9 億円 (うち H31 : 約 5 億円)	約 195 億円 (うち H31 : 約 96 億円)
対象人数・ 件数	延べ約 1,942 万人	年金給付：延べ約 27 万人 休業補償：延べ約 45 万人	約 1 万人	延べ約 30 万件	保険給付：延べ約 2,015 万人 助成金：延べ約 30 万件

〔計数は概算〕

- ※ 加算額は、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するもの。
- ※ 追加給付費及び加算額は、万全の対応を期すため、平成 31 年度予算案に全額計上。事務費は、平成 31 年度所要額を平成 31 年度予算案に計上し、不足する場合には予備費の活用等を検討。
- ※ 事務費については、必要額を精査した上、既定の事務費等の節減により財源を捻出。

## ( 5 ) 政治的影響

- 每月勤労統計を巡る不適切事案は、**国会での政治的混乱**をもたらした。
  - 主な争点：
    - 2004年の不適切な取り扱いとその後の長年にわたる放置は誰に責任があるのか？
    - 統計委員会への報告や社会への周知をせずに、2018年に復元処理を開始し始めたこと（これは結果的に政府統計上は賃金上昇をもたらした）は、アベノミクスの成果を「偽装」するものであったのか？
- また、**統計不適切事案は、毎月勤労統計を超えて広がった。**
  - 賃金構造基本統計調査（影響度は比較的小さいが）
  - マイナーな不適切事案は他省でも判明
- さらに、厚労省のこれらの不適切事案に関する**まずい対応**が、事態（問題）を悪化させた。
  - ダメージを最小化しようと試みて、タイムリーに十分に情報を提供しなかった。この戦略は明らかに裏目に出た。
- 政府統計の“司令塔”として、統計の品位（integrity）を維持しようとしている**統計委員会にとっても深刻な問題**をもたらした。